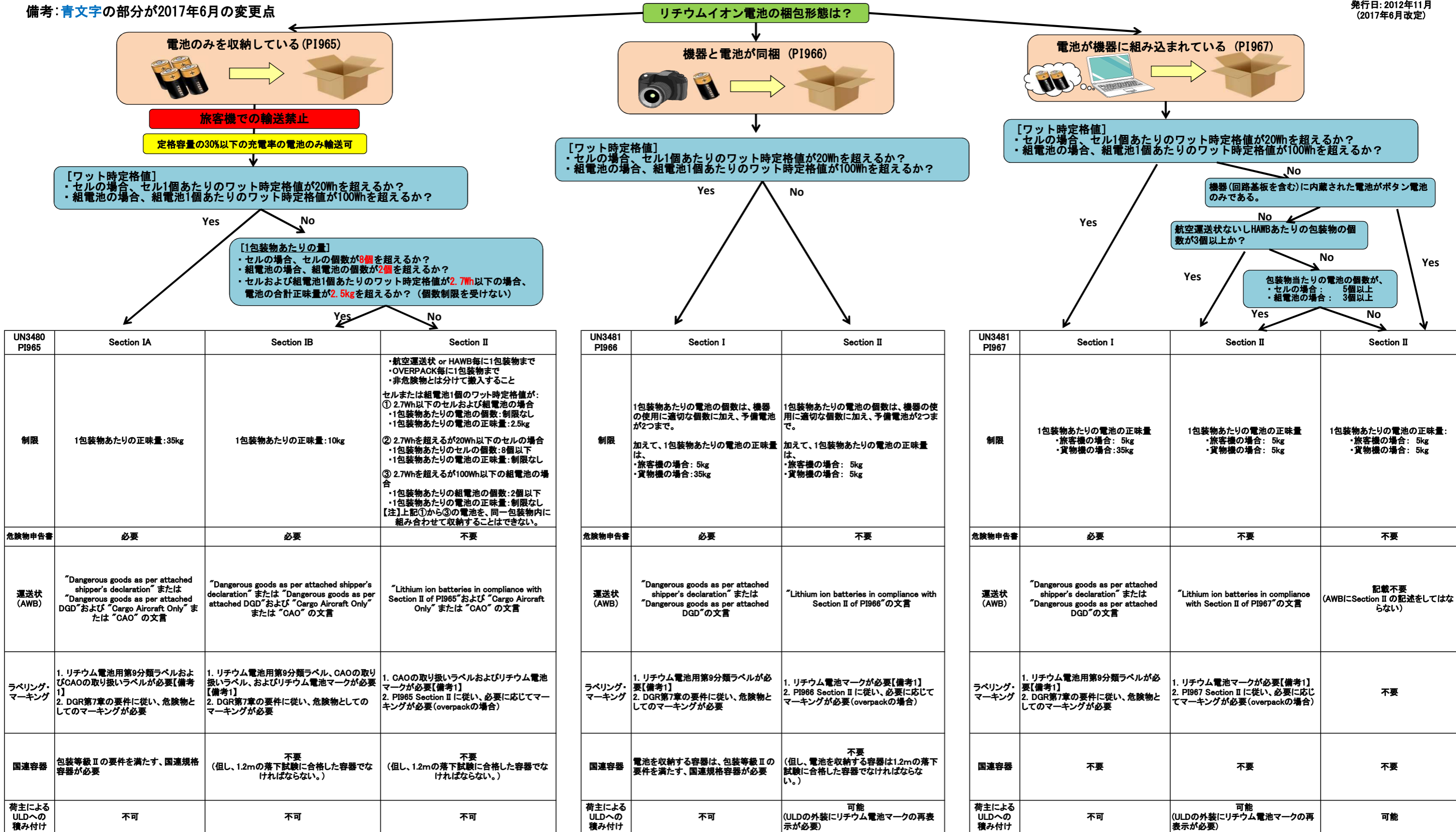


備考: 青文字の部分が2017年6月の変更点



【備考1】経過措置として、2018年12月31日まで以下のラベル貼付を認める。
 1. リチウム電池用第9分類ラベルに代えて、一般危険物用の第9分類ラベルを貼付。
 2. リチウム電池マークに代えて、DGR57版(2016年版)で定められたリチウム電池取り扱いラベルを貼付。

【備考2】他の機器への充電・電力の供給を主目的とし、それ自体は作動する機能を持たない携帯用充電器 (Powerbank、モバイルバッテリー) については、電池単体としての性質を強く持つことから包装基準967が適用されるUN3481 機器組み込みのリチウムイオン電池としては取り扱わない。